

自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)と
みなし配当

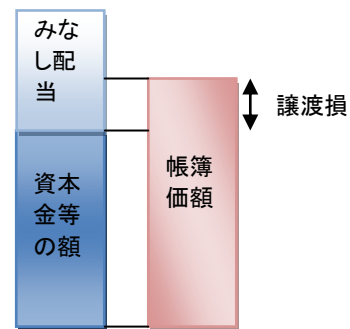
ToSTNeT 市場は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が運営する立会外取引です。東証は、平成 20 年 1 月 15 日より、買方を発行会社に限定した自己株式取得専用の立会外取引である ToSTNeT-3 の運用を始めました。かかる自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により株式を発行会社に売却した法人株主が「みなし配当」の発生の有無を争った事案で、国税不服審判所は「みなし配当」は発生しないと判断しました。今月は、かかる国税不服審判所の判決¹(以下「本判決」といいます。)を解説します。

1 事案の概要と問題の所在

X(審査請求人・内国法人)は、内国法人 A との資本業務提携を行い A の発行済株式の約 30%を取得しましたが、その後、A との間の資本業務提携を見直し、解消することとなりました。X は、資本業務提携の解消に伴い、その保有する A 株式の一部を売却することとし、A が行う自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を通じた自己株式取得に応じることにより A に対して A 株式を売却をしました。

法人税法は、法人(発行会社)の株主等である内国法人が、発行会社の行う自己株式取得により金銭その他の資産の交付を受けた場合に、交付を受ける金銭その他の資産の価額が、発行会社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分を超える場合には、当該超過部分の金額を剰余金の配当とみなす旨を定めています(みなし配当)²。「みなし配当」部分は受取配当等の益金不算入規定の適用対象となり、原則として、益金に算入しないこととなります³。発行会社の資本金等の額のうち取得された自己株式に対応する部分は、発行会社の自己株式取得の直前の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の

額)を取得の直前の発行済株式等の総数で除し、これに取得された自己株式数を乗じて計算します⁴。一方、自己株式取得により株式を譲渡した内国法人では、交付を受けた金銭その他の資産の価額からみなし配当を控除した金額が当該株式の譲渡対価となり、かかる譲渡対価から当該株式の譲渡原価(帳簿価額)を控除して、当該株式に係る譲渡損益を計算します⁵。



このような自己株式取得に係るみなし配当の制度は、①内国法人における発行会社株式の取得価額(帳簿価額)が高く、かつ、②発行会社に利益積立金額が多い(資本金等の額が少ない)場合には、発行会社が時価により自己株式取得を行う場合でも、株式を譲渡する内国法人においては、「みなし配当」による益金不算入及び株式譲渡損の実現(又はより少ない株式譲渡益の実現)が可能となり、自己株式取得に応じて株式を譲渡する内国法人にとっては税効率の高い取引となることがあります。

X は、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を通じた A 社への株式売却についても、「みなし配当」の適用があるものとして課税所得を計算し、法人税の確定申告をしました。

これに対して、課税当局は、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を通じた A 社の自己株式取得には「みなし配当」は生じないとして、X に対して法人税の更正処分等を行いました。というのも、法人税法は、発行会社が自己株式を金融商品取引所の開設する市場において購入した場

本ニューズレターの執筆者



伊藤 剛志

法人社員
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

合などの一定の場合に、自己株式取得に係る「みなし配当」の規定を適用しないこととしています⁶。「みなし配当」の規定の適用がない場合には、株式を譲渡した内国法人は、通常の有価証券の売却と同様、譲渡価額から譲渡原価を控除して、当該譲渡株式の譲渡損益を計算するため、本件では X の課税所得金額が増える状況でした。

そのため、本件では、A 社による自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を通じた自己株式の取得が、「金融商品取引所の開設する市場における購入」に該当し、「みなし配当」が生じないか否かが争点となりました。

2 「みなし配当」の適用除外の趣旨と自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)

ToSTNeT 市場は、東証の開設する市場のうち立会市場⁷以外の市場をいい⁸、ToSTNeT 取引では、単一銘柄取引及びバスケット取引(ToSTNeT-1)、終値取引(ToSTNeT-2)、自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)を行うことができます。自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)は、買方を発行会社に限定した自己株式取得専用の取引で、具体的には、発行会社が自己株式の買付けを行う日の前営業日に委託を受けた証券会社が東証に銘柄・買付数量・買付値段等を届出たうえ、買付日の午前 8 時から午前 8 時 45 分までの間に売り注文を集めて発行会社の買い注文との間で取引を成立させます。買付値段は、原則として、前営業日の立会市場における最終値段となり、売り注文が買い注文を上回る場合には、東証が定めた一定のルールに従ったあん分方式により取引を成立させます。

「みなし配当」は、自己株式の取得が「金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の開設する市場における購入」⁹に該当するときには発生しないこととされています。「金融商品取引所」とは、金融商品取引法 80 条 1 項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社¹⁰をいい、東証は、金融商品取引所に該当します。ToSTNeT 市場も金融商品取引所である東証の開設する市場であることから、法人税法の文言上、ToSTNeT 市場における発行法人の自己株式取得は「金融商品取引所の開設する市場における購入」に該当するよう思われます。

しかしながら、発行会社による自己株式取得が「金融商品取引所の開設する市場における購入」により行われた場合に「みなし配当」を適用しないこととしている理由は、証券市場における取引により発行会社が自己株式を購入した場合には、当該株式の売主からすれば、取引相手方

を特定できず、その売買が発行法人による自己株式の取得として行われたものかどうかの区別ができないため、「みなし配当」として課税することが技術的に困難であるからと考えられます¹¹。自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)は、買方を発行会社に限定した自己株式取得専用の取引であるから、かかる取引による株式の売買は、当該株式の売主にとっても、発行法人による自己株式取得であることが明らかであり、「みなし配当」として課税することにより技術的な困難はありません。自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)は平成 20 年 1 月 15 日から取引が始められたものであるところ、「金融商品取引所の開設する市場における購入」に「みなし配当」を適用しない旨の法人税法の規定は平成 13 年度の税制改正において定められており、自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)は当該規定の制定時には想定されていなかった市場取引の類型といえます。したがって、当該規定の趣旨を重視すれば、自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)を通じた発行法人の自己株式取得に「みなし配当」を適用すべきと考える余地もあります。

3 国税不服審判所の判断

国税不服審判所は、条文の文理解釈を重視し、自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)を利用した自己株式の取得は、「金融商品取引所の開設する市場における購入」に該当し、「みなし配当」の適用がないとしました。

本判決は、まず、法令解釈の「租税法規は、多数の納税者間の税負担の公平を図る観点から、法的安定性の要請が強く働くから、その解釈は、原則として文理解釈によるべき」とし、「みだりに拡張解釈や類推解釈を行うべきものではないと解するのが相当である」と、最高裁判例¹²・学説¹³に沿った解釈規範を述べた上、本件で問題となる「金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の開設する市場における購入」との規定は、「文理解釈によってその意味内容を明らかにすることが困難ということではできないことから、その文言の意味するところに即して解釈すべき」であるとしました。そして、「東証は、内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する株式会社で、金融商品取引所に該当し、また、ToSTNeT 市場は、東証が開設する取引所金融商品市場のうち立会市場以外の市場にあたることは明らかである」から、「東証の ToSTNeT 市場は、『金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の開設する市場』に該当することがその規定の文言上明らかであり、したがって、A の ToSTNeT 市場の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)

を利用した自己株式取得は、「みなし配当」の規定が適用される自己株式取得に当たらないと結論付けました。

一方、X の主張に対しては、①規定の文言において当該規定の該当性が明確に判断できる一方、当該規定の文言から、当該規定の「市場」及び「取得」をみなし配当額としての課税が技術的に困難である場合に限ると解することはできない、②ある市場が「金融商品取引所の開設する市場」に該当するか否かは、当該規定を適用する時点において、該当性をその文言に即して判断すべきであり、その市場が法令の改正時に存在していなかったことをもって、当該規定に合致することが明らかな市場を除外する理由とはならない、などと述べて、X の主張を排斥しました。

4 おわりに

本判決は、租税法規の文理解釈の原則に基づき、事実に対して租税法規を形式的にあてはめ、東証の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用した自己株式取得に「みなし配当」規定の適用がないことを明らかにしており、妥当な判断と思われ¹⁴。特に、自己株式取得に「みなし配当」が生じる場合には、発行会社側でも、配当にかかる源泉徴収義務を負うことになる¹⁵ため、一義的・形式的にその発生の有無を判断できるようにする要請が強いといえます¹⁶。

「みなし配当」の発生の有無は、関係者の租税属性(個人/法人、優遇税制の利用の可否等)によって有利にも不利にも働き得ます。上場会社における自己株式取得は、「みなし配当」を避けたい場合には自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を、「みなし配当」を生じさせたい場合には公開買付けによる自己株式取得を検討するなど、租税効果を考慮に入れた戦略的な実行が求められる取引と思われ¹⁷ます。

以上

- 1 国税不服審判所平成 24 年 5 月 25 日(東裁(法)平 23 第 233 号)。
- 2 法人税法 24 条 1 項 4 号。
- 3 法人税法 23 条 1 項。
- 4 法人税法施行令 23 条 1 項 4 号。
- 5 法人税法 61 条の 2。
- 6 法人税法 24 条 1 項 4 号括弧書き、法人税法施行令 23 条 3 項。
- 7 東証の開設する市場のうち、売買立会による有価証券の売買及び立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいいます。
- 8 東京証券取引所・ToSTNeT 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第 1 条
- 9 法人税法施行令 23 条 3 項 1 号。
- 10 金融商品取引法 2 条 16 項。
- 11 DHC コメントール法人税法 1282 頁
- 12 最高裁判所(第三小法廷)平成 22 年 3 月 2 日判決・民集 64 巻 2 号 420 頁。同判決は、一般論として、「租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではなく」と判示しています。
- 13 金子宏「租税法(第 18 版)」112 頁。
- 14 税務情報誌等によると、本件の審査請求人は、更正処分取消訴訟の提起を断念しているようです。週刊 T&A Master 488 号 11 頁。
- 15 所得税法 24 条、25 条、161 条 5 号イ、181 条、212 条。
- 16 本件では、A は自己株式取得の対価の支払時に源泉徴収をしていなかったようです。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html> に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029
電話: 03-5562-8500(代) FAX: 03-5561-9711~9714
E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>